

「(仮称)青森市男女共同参画プラン」の策定について

【資料1】

1 計画策定の目的

本計画は、本市におけるまちづくりの最上位指針である「青森市総合計画」の政策・施策を効果的に推進するための個別計画であり、本市における男女共同参画社会の実現を図るために策定するものです。

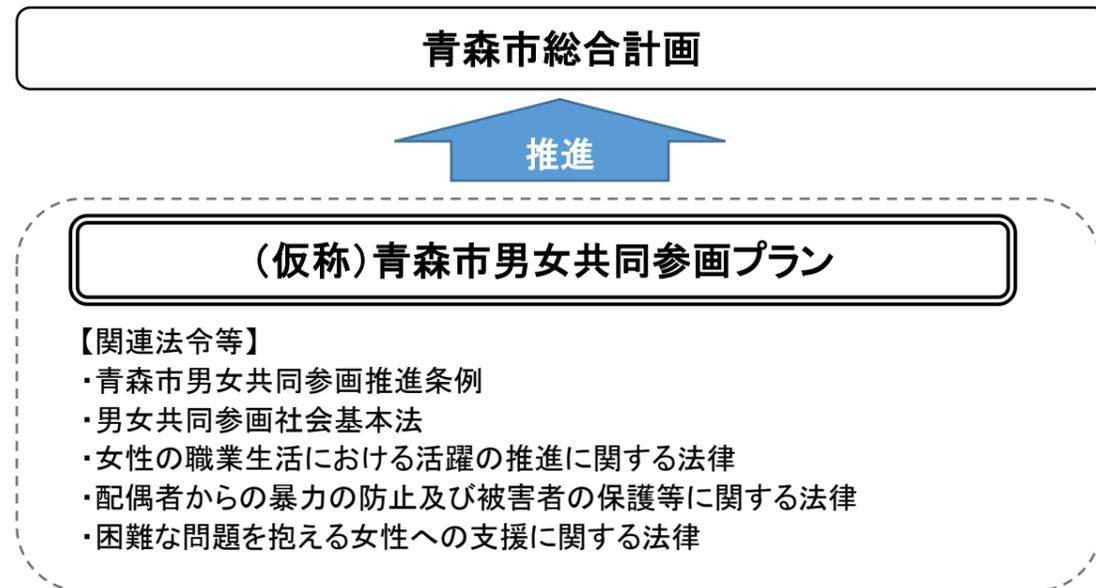
現計画の計画期間が令和5年度までとなっていることから、新たな「青森市男女共同参画プラン」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「青森市総合計画」の政策・施策を効果的に推進するための個別計画であるとともに、「青森市男女共同参画推進条例」に定める男女共同参画計画であり、「男女共同参画社会基本法」に定める市町村男女共同参画計画です。

また、次の各計画を兼ねるものとします。

- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画
- ・「青森市男女共同参画推進条例」に定めるドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める市町村基本計画
- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める市町村基本計画

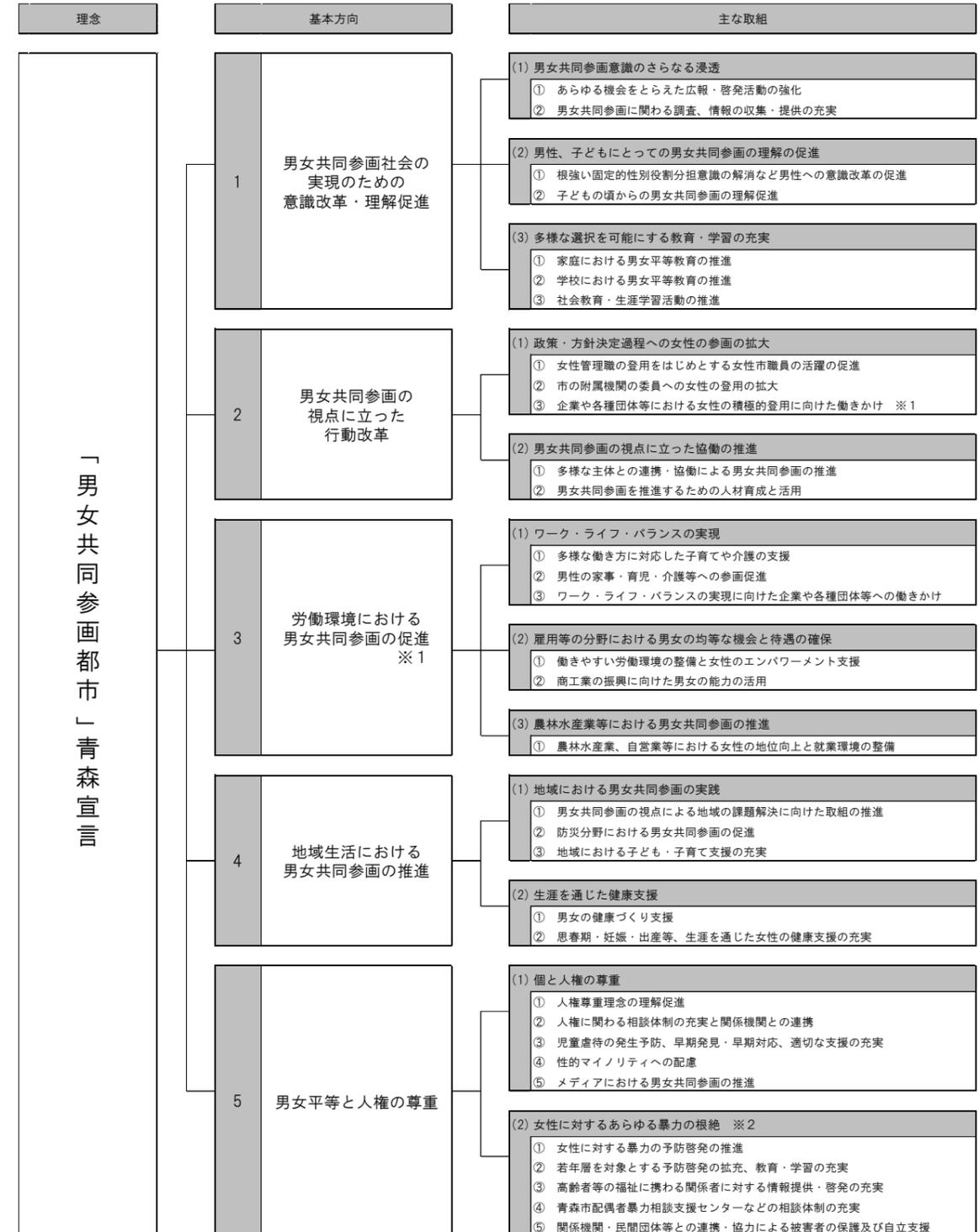


4 計画策定の方向性

現行の男女共同参画プランをベースとしながら、必要に応じて、目標・方向性・施策体系を含めて見直しを行います。

見直しに当たっては、国・県の動向を注視しながら、現計画のフォローアップ及びアンケート調査結果等を踏まえて行います。

【(参考)現行の体系図】



※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画

3 計画期間

「青森市総合計画」に合わせ、令和6年度から令和10年度までとします。

